

## インターネット利用の運用規定

鹿児島市立宮川小学校

情報教育推進のためインターネットを活用した教育の充実を図ると同時に、情報モラル等について体系的な指導・管理体制を確立する必要がある。下記の事項について、配慮して行うこととする。

### 1 情報モラル

#### (1) 児童生徒の利用に関する指導内容

インターネットの利用においては、必ず教職員の指導のもとで行い、基本的なモラルやマナー（ネチケット）、情報発信者及び受信者としての自覚と責任等について、次のことを具体的に指導する。

- ア 他人を誹謗・中傷したり、不適切な表現をしたりしないこと。
- イ 著作権、肖像権、知的所有権を侵害しないこと。
- ウ 実害が発生するような個人情報を掲載しないこと。

#### (2) ホームページ等発信行為に関する内容

（ホームページ運用規定は別に細かく設定：平成16年4月1日から実施）

教職員及び児童生徒は、公的な機関を代表した教育目的での情報発信であることを十分認識して、記事を作成・掲載することとし、すべての掲載情報については、学校長の承認を得ること。

学校長は、インターネット利用に関する校内組織を確立し、掲載情報を承認するにあたり、次のような内容が掲載されることがないように十分注意すること。

- ア 法令及び公序良俗に反する内容
- イ 営利を目的とする内容
- ウ 著作権その他の権利を侵害する内容
- エ 他人を誹謗・中傷したり、不適切な表現など差別につながるような内容
- オ 学校から不特定多数に対して発信する情報として不適切と判断する内容

#### (3) 教職員の私的なホームページの内容

教職員は、個人又は私的組織として開設するホームページ上では、公的な名称を使用したり、又は公的なホームページと誤解されるようなホームページを作成・開設してはならない。

特に、教職員が自己の研究成果等を私的なホームページにおいて発表する場合には、職務又は職務上の地位で知り得た児童生徒に関する個人情報等や、信用失墜行為に当たる情報を掲載してはならない。

### 2 情報の管理やセキュリティの確保

#### (1) 情報の管理

- ア コンピュータウイルスに対する意識喚起を図り、予防、発見、駆除に努める。
- イ 定期的にインターネットの利用状況を把握し、利用状況の記録及び監視を行う。

## **(2) セキュリティの確保**

インターネットを利用するには、管理責任体制を確立し、適正な管理・運営を図る。

ア 管理責任者は、パスワードなどの管理を行い、不正利用を防止する。

イ 管理責任者は、パスワードの漏洩事故、不正利用等が発生した場合は、原因が  
解明されるまで利用を停止し、原因を究明して漏洩事故の発生を防止する。

ウ インターネットに接続するコンピュータには、個人情報を含むデータは記録し  
ないなど、個人情報の漏洩防止を図る。(個人情報は必ずFDに保存し、金庫に保  
管する。)

## **3 個人情報、著作権等**

### **(1) 個人情報の保護**

インターネットを利用して、学校行事、児童生徒の作品、活動状況等を発信する場  
合は、児童生徒の人権を尊重し、その安全を確保する観点から、個人情報の保護には細心  
の注意と特別な配慮をする。

ア 児童生徒の作品等をホームページに掲載する場合は、保護者に掲載の趣旨を説明  
し、同意を得るなどの手立てを講じる。

イ 個人情報掲載の範囲

(7) 児童生徒の写真を掲載する場合は、集合写真とするなど個人が特定できないよ  
うに配慮する。やむを得ず個人が特定できる写真を掲載する場合には、その写真  
を児童生徒本人及び保護者に掲載の趣旨を示し、承諾を得た上で掲載する。

(4) 児童生徒の作品の掲載においては、原則として個人情報を掲載しない。ただし、  
記載の目的から個人情報を掲載する必要がある場合の氏名については、フルネー  
ムでの表記をしない。

(7) 国籍、本籍、住所、電話番号、生年月日、家族構成など児童生徒のプライバシ  
ーに関する情報は、いかなる場合でも掲載しない。

### **(2) 著作権等の遵守**

インターネットを利用する場合には、著作権(他人の出版物、映像、絵画、音楽等)  
や意匠権などの知的所有権、肖像権、その他の権利の保護に努めるとともに、権利の侵  
害が行われることのないよう、適正な管理が必要である。

ア 他人のホームページや電子掲示板に載っている文章や写真等を無断で掲載しな  
い。

イ 書籍、雑誌、新聞などの記事や写真を無断で転載しない。

ウ 芸能人や著名人の写真、キャラクター名の画像データを、無断で掲載しない。

## **4 有害情報への対応**

インターネットには、固有の「影」の部分があり、児童生徒の健全な成長に好ましく  
ない違法・有害な情報が存在しているので、情報モラルの向上に努める必要がある。

(1) 有害情報への対応は、学校での指導だけでなく、家庭への積極的な啓発活動により、  
家庭・地域との連携を図る。

(2) 各学校は、違法・有害な情報へ接続できないように、フィルタリングソフトを活用  
するなど具体的に対処する。

本運用規定は、平成19年1月1日から実施する。